

自由民主党災害対策特別委員会
委員長

今村雅弘様

令和3年2月福島県沖地震に係る

緊急要望書

令和3年2月18日

自由民主党福島県支部連合会

令和3年2月13日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の余震は、最大震度6強を記録し、この地震によって、道路や港湾施設を始め、住宅、事業所・商業施設、学校教育施設・文化施設、交通機関など、県内各方面に甚大な被害を及ぼしました。

現在、災害対策本部を設置し、総力を挙げて応急復旧作業、被災者支援等に取り組んでいるところですが、当県は、東日本大震災及び原子力災害からの復興の途上であることに加え、令和元年東日本台風による被災や、新型コロナウイルス感染症への対応など、幾重もの困難に見舞われており、今般の地震による住民生活や経済活動への打撃は深刻です。

特に、当県では、新型感染症への緊急対策として実施していた外出自粛要請や県内飲食店等への営業時間短縮要請等を今月14日に解除し、本格的な経済活動等の再開に向け準備を進めていた矢先であり、県内事業者を始め県民の負担は計り知れません。

これらのことから、政府による緊急かつ重点的な御支援をお願いするとともに、当県の早期の復旧・復興に特段の御配慮と御支援をいただきますよう、以下のとおり要望いたします。

1 被災中小事業者の早期復旧に向けた支援について

【内閣府、経済産業省、観光庁】

今般の地震災害は、工場、店舗、旅館・ホテル、観光施設等、県内事業者の幅広い業種に及んでおり、その被害は、復旧に時間を要するインフラ被害を始め、建物や機械設備の損壊、家具・備品、商品自体の破損まで多岐にわたる。

特に、旅館・ホテルなどの観光業や飲食業等は、新型感染症の影響により、すでに経営に大きな打撃を受けており、今般の地震による被害は、経営に苦しむ事業者にさらに追い打ちをかけるものである。

ついては、被災した県内の中小事業者の復旧を支援するため、災害関係保証の発動による金融支援や、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）を始めとする特別な財政支援の対象とする等、被災中小事業者の事業再開・継続に向けた特段の支援策を講じること。

2 被災者の生活再建の支援について **【内閣府】**

災害救助法における応急救助について、東日本大震災及び令和元年東日本台風を踏まえ、万全の救助を行うことができるよう、生活再建に必要な住家の被害認定調査業務や罹災証明書発行業務に係る費用も含め十分な予算確保を図ること。

3 インフラの復旧等に対する支援について

**【警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省】**

災害復旧事業や災害廃棄物処理事業等に対する国庫補助・負担率の嵩上げ及び地方交付税等による被災自治体への十分な財政支援を行うこと。

災害復旧工事の早期実施に向け、災害査定業務の迅速化及び事務手続きの簡素化を図ること。

4 被災地域の負担軽減等に係る財政措置等について

【内閣府、総務省】

被災地域の早期復旧を図るとともに、被災者等の負担の軽減に必要な財政需要に的確に対処できるよう、特別な地方財政措置を講じること。

5 東日本大震災からの復旧・復興事業等への対応について

**【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】**

平成23年東北地方太平洋沖地震の余震とされる今般の地震災害からの復旧は、東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生に関連付けられることから、今般の地震災害からの当県の復旧に向けては、東日本大震災復興特別会計により特別に措置するなど、国が責任を持って対応すること。

6 防災・減災、国土強靱化の加速化への支援について

**【内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省】**

防ぎようのない地震災害を限りなく最小限に抑え、県民の安全・安心の確保を図るためには、防災・減災、国土強靱化の取組を更に加速することが必要であることから、大規模地震対策の強化等に必要となる十分な財源を確保すること。

また、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」を実効性がある対策とするためには、切れ目ない支援が必要であることから、確実に予算を計上すること。